

○国土交通省告示第四百十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

- 1 一般国道233号改築工事（深川・留萌自動車道「幌糠留萌道路」・北海道留萌市大字留萌村字留萌原野十線地内から同市堀川町三丁目地内まで）
- 2 一般国道232号改築工事（北海道留萌市東雲町一丁目地内から同市堀川町三丁目地内まで）

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

- (1) 収用の部分 北海道留萌市大字留萌村、大字留萌村字留萌原野十線、字留萌、字ペンケペサン、字ポロユードロマップ、字バンゴベ、字留萌原野七線、字留萌原野六線、字パンケサン、字バンケサン、字留萌原野五線、字キナチャウシナイ、字留萌原野四線、字カモイワ、字川上及び字マサリベツ、潮静四丁目、大和田一丁目、東雲町三丁目並びに堀川町三丁目地内

- (2) 使用の部分 北海道留萌市大字留萌村字ペンケペサン、字ポロユードロマップ、字バンゴベ、字留萌原野七線、字留萌原野六線、字留萌原野四線及び字カモイワ、潮静四丁目、大和田一丁目並びに東雲町三丁目地内

2 第2の2に係る事業

- (1) 収用の部分 北海道留萌市東雲町一丁目、堀川町三丁目並びに大字留萌村字カモイワ及び字川上地内
- (2) 使用の部分 北海道留萌市東雲町一丁目及び大字留萌村字川上地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、北海道留萌市大字留萌村字幌糠地内の留萌幌糠インターチェ

ンジから同市堀川町三丁目地内の留萌インターチェンジ（仮称）までの延長12.6kmの区間（以下「本件自動車専用道路区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道233号改築工事（深川・留萌自動車道「幌糠留萌道路）」（以下「本件自動車専用道路事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件自動車専用道路事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

(2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、北海道留萌市東雲町一丁目地内から同市堀川町三丁目地内までの延長0.4kmの区間（以下「本件一般道路区間」という。）における「一般国道232号改築工事」（以下「本件一般道路事業」という。）である。

本件一般道路事業は、道路法第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件自動車専用道路事業及び本件一般道路事業（以下これらの事業を「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件自動車専用道路区間及び本件一般道路区間（以下これらの区間を「本件区間」という。）は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道233号深川・留萌自動車道（以下「本路線」という。）は、深川市を起点とし、雨竜郡秩父別町、同郡沼田町及び同郡北竜町を経て留萌市に至る延長約49kmの自動車専用道路である。

本路線の終点部である留萌地域（北海道留萌振興局管内）（以下「本件地域」という。）は、水産業が盛んな地域であり、えび類等の水産品が本路線等を利用して道内外へ出荷されている。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道233号があるが、本件自動車専用道路区間に対応する一般国道233号（以下「現道」という。）は、大雨による路面冠水等により通行止めが行われ、また、積雪地域であるにも関わらず、道

路構造令により除雪を勘案して定める幅員が確保されていない箇所が存在するため、冬期においては、大型車相互の交通に支障をきたすなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、供用済みである本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線と連絡することで、本件地域と札幌市をはじめとする諸都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年11月に、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年12月及び平成26年1月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるマガン、ヒシクイ、オジロワシ、オオワシ及びクマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているホソバドジョウツナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と札幌市をはじめとする諸都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業及び本路線との連結を図るために一般国道232号を改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件自動車専用道路区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において検討が行われており、留萌幌糠インターチェンジから留萌大和田インターチェンジまでの区間においては、中間案（申請案）、国道沿い案及び山側案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、移転対象物件数は中位であるものの、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いうえ、土工バランスに優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。また、留萌大和田インターチェンジから留萌インターチェンジ（仮称）までの区間においては、中間案（申請案）、市街地案及び山側案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、移転対象物件数が最も少ないこと、土工バランスに優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件一般道路事業について、留萌市東雲町一丁目地内から同市大字留萌村字川上地内までの区間は、平成24年11月27日に都市計画決定された都市計画と、自転車歩行者道の幅員を除き基本的内容について整合しており、また、他の区間についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と札幌市をはじめとする諸都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は自然災害による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、留萌市長を会長とする北海道留萌地域総合開発期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道留萌市役所